

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和7年1月24日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

みらい創造二号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

所在地

(変更前) 東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番6号 J P n o i e 恵比寿西1階

(変更後) 東京都港区芝浦三丁目3番6号東京科学大学キャンパス・イノベーション
センターINDEST 301

無限責任組合員

(変更前) 株式会社みらい創造機構

(変更後) 株式会社みらい創造インベストメンツ

所在地

(変更前) 東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番6号 J P n o i e 恵比寿西1階

(変更後) 東京都港区芝浦三丁目3番6号東京科学大学キャンパス・イノベーション
センターINDEST 301

(2) 特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容

(変更前)

東京工業大学および他の国立大学法人等の技術に関する教育・研究成果を活用しようとする事業者に対して、直接投資を行う。

(変更後)

東京工業大学および東京科学大学および他の国立大学法人等の技術に関する教育・研究成果を活用しようとする事業者に対して、直接投資を行う。

(3) 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及び根拠

(変更前)

東京工業大学による当ファンドへの有限責任組合員としての出資金額（1億円）以上の資金を特定研究成果活用支援事業の実施に係る資金の額とする。

資金の額の上限は当ファンドの総額から本計画の認定以前に拠出した費用及び投資額を控除した金額とする。

【無限責任組合員】

株式会社みらい創造機構 0.5 億円

【有限責任組合員】

民間企業等 39.5 億円

国立大学法人東京工業大学 1 億円（予定）

民間企業等 数億円程度（予定）

※ただし、東京工業大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

（変更後）

東京科学大学による当ファンドへの有限責任組合員としての出資金額（1 億円）以上の資金を特定研究成果活用支援事業の実施に係る資金の額とする。

資金の額の上限は当ファンドの総額から本計画の認定以前に拠出した費用及び投資額を控除した金額とする。

【無限責任組合員】

株式会社みらい創造インベストメンツ 0.5 億円

【有限責任組合員】

民間企業等 41 億円

国立大学法人東京科学大学 1 億円

（４）国立大学法人との連携体制

（変更前）

- ・株式会社みらい創造機構は東京工業大学と 2016 年に社会連携活動の推進に向けた包括的連携協定を締結し、同大学の技術・人材を活用したベンチャー企業の創出・育成のための連携協力を実施している。
- ・特定研究成果活用支援事業の推進に必要な技術評価の支援や、将来の投資先となり得るシーズ発掘等の支援を東京工業大学より受け入れる。
- ・実施体制としては、大学の執行部との半期毎の意見交換や、研究・産学連携本部のスタートアップ支援担当部署との月次意見交換を実施する。

（変更後）

- ・株式会社みらい創造インベストメンツは東京科学大学と 2016 年に社会連携活動の推進に向けた包括的連携協定を締結し、同大学の技術・人材を活用したベンチャー企業の創出・育成のための連携協力を実施している。

- ・特定研究成果活用支援事業の推進に必要となる技術評価の支援や、将来の投資先となり得るシーズ発掘等の支援を東京科学大学より受け入れる。
- ・実施体制としては、大学の執行部との半期毎の意見交換や、研究・産学連携本部のスタートアップ支援担当部署との月次意見交換を実施する。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

認定日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の過半数以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合に、最長 2 年の延長も可とする。